

Web3.0研究会運営要領（案）

（ 令 和 4 年 1 0 月 5 日 ）
W e b 3 . 0 研 究 会 決 定

Web3.0研究会（以下「研究会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

（会議の運営）

第1条 研究会の議事手続その他研究会の運営に関しては、「Web3.0研究会の開催について」に定めるもののほか、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第2条 研究会は、座長が招集する。

（議事の公開）

第3条 研究会及びその議事要旨は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合には、非公開等とすることができる。

（会議資料の公開）

第4条 会議で配付された資料は、原則として公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第5条 この運営要領に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。